



Title	長行馬文書攷：大英図書館所蔵文書を中心として
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	日中律令制の諸相. 2002, p. 379-405
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88445
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

長行馬文書攷——大英図書館所蔵文書を中心として——

荒川 正晴

はじめに

唐代河西以西の地域には、オアシス都市間の沙磧をわたる交通手段として長行馬驥・長行車牛と呼ばれる馬畜や車が配備され、それらを管理・運用する機関として長行坊・車坊（長運坊）が設置されていた。これらの交通手段や機関の存在は、トゥルファンなどの中央アジア地域より出土した長行馬畜・長行坊関係の文書（以下、長行馬文書と略称する）によつて明らかになつたが、そうした長行馬文書を載後まもなく、はじめて学界に紹介したのは藤枝晃氏であつた「藤枝一九四八」。この時、講演報告ながらも京都の有鄰館に所蔵される長行馬文書の一部が公表されたのである。その後、スタイン将来漢語文書に関するマスペロの研究が公表され [Maspero 1953]、スタインが将来したトゥルファン・アステーナ古墳群墳墓出土文書の中にも長行馬文書が存在することが、仁井田陞・楊聯陞両氏によつて指摘されるにいたつた「仁井田一九五五、五五〇五六頁／楊一九五五、一五〇一五一頁」。これを受けて、あらためて藤枝氏は有鄰館が所蔵するすべての長行馬文書を公表し、併せてスタイン将来の文書も参照しながら、長行馬驥の管理のあり方や長行坊の公用交通機関としての性格などを検討した「藤枝一九五六」。藤枝氏の検討は、論証は簡略ながらも長行坊・長行馬驥が唐

の駆逐制の補助的組織であり交通手段となっていたことを明確にしたものであった。

その後、一九五九年以降にアスター・ナ・古墳群墳墓より新たに多くの文書が出土し、その中に少なからざる長行馬文書が含まれていたことによって、中国および日本においてこれら新出の長行馬文書の分析が、既知の同文書の再検討と併行して進められた〔王一九八五・一九八六／荒川一九九〇・一九九五など〕。その結果、長行坊・車坊（長連坊）という交通組織の実態とその交通機能の詳細が解明されつつある。ただ長行馬文書には、藤枝氏が公表した有鄰館所蔵のそれをはじめ、その出土状況や文書の作成地がこれまで十分には明確になつてはいないものが多い。この点の説明は、今後さらに長行馬畜・長行坊の研究を深化させてゆく上で緊急に解決すべき課題であろう。

有鄰館所蔵の長行馬文書については、既に藤枝氏が前掲の論文〔藤枝一九五六〕において有鄰館所蔵のそれが李盛鐸旧蔵文書であり、これと繋がる一連の文書が、羅振玉が所蔵していた文書〔現、中国歴史博物館所蔵。『貢松堂藏西陲秘籍叢残』第二冊、『歴博』〕と書道博物館所蔵文書〔中村不折『禹域墨蹟書法源流考』下巻、金祖同『流沙遺珍』〕の中にもあることを明らかにしている。氏は、この有鄰館・羅振玉・書道博物館所蔵の文書群を、スタイルが今世紀初頭にアスター・ナ・古墓群より発掘・将来した長行馬関係の文書と区別するために、「北庭文書」と総称している（以下、本論においてもこれららの文書群を便宜上「北庭文書」と呼ぶ）。この命名は、この文書群の作成地を北庭と認める立場からのものと推測されるが、「北庭文書」の出土地に関しては藤枝氏は自らの見解を表明することはなかった。

その後、池田温氏はこれら「北庭文書」を「吐魯番出土品」として紹介され〔池田一九九二、七二五頁〕、その見解は陳国燦氏にも引き継がれている〔陳一九九三、四一頁〕。

これに対し、榮新江氏は近年、大英図書館に所蔵されるS.6981以降の文書を調査する過程で、「北庭文書」がS.6981以降にもあり、それらのほとんどが敦煌莫高窟より発見された仏教經典を包んでいた経帙の裏張り貼紙より析出されたことを推測している〔榮一九九四、二八〇二九・三五〇三六頁／榮一九九六、一九七頁〕。こうした推測のもとに、榮氏は

先の池田氏や陳氏の見解、つまり「北庭文書」の出土地がトウルファンであるとする説に對して疑義を提出している。この「北庭文書」に対する榮氏の見解は十分に説得的であり、私もこれに従いたい。

つまり榮氏の推測に基づけば、長行馬文書とは、出土地に基づいて分類すれば、【i】経秩に裏張りされていた紙から析出された「北庭文書」と、【ii】アスター・ナ古墓出土の長行馬文書⁽¹⁾とに分けて見る必要があることになる。ただし作成地については、いずれの研究者も、【i】に北庭都護府司の官印、【ii】に西州都督府および交河郡都督府の官印が認められることから、それらの官司の所在地（【i】はジムサ、【ii】はカラホーヤ）がそのまま作成地となるとみなしているが、【i】の「北庭文書」については後に検討するように再考する必要がある。

私はアスター・ナ古墓出土の長行馬文書について、既にいくつかの拙稿において分析を加えてきた⁽²⁾荒川一九九〇・一九九五⁽³⁾が、敦煌莫高窟より発見された経秩の貼紙から析出されたいわゆる「北庭文書」については世界各地に分散していることもあり、全体を通じては未だ十分には検討してこなかつた。これを補うべく一九九八年一月に約二週間にわたり大英図書館で文書調査を行つたが、その結果「北庭文書」に属する長行馬文書について新たにいくつかの知見を得ることができた。そこでこの調査結果を報告するとともに、「北庭文書」の作成地をどこに求めるべきか、ここであらためて検討しておきたい。

一 敦煌経秩文書——S.11450A・B, S.11451——の検討

敦煌莫高窟に収蔵されていた経卷の帙からは多くの文書が析出されており、これらは現在、大英図書館や有鄰館、書道博物館・中国歴史博物館ばかりでなく、ロシアや中国国家図書館にも分蔵されている。その内容も多岐にわたつてゐるが、なかでも多くを占めるのが長行馬文書である。ここでは便宜上、こうした帙より析出された文書全体を敦

煌経帙文書と呼ぶ」といふ。ソレで敦煌経帙文書に含まれる長行馬文書を所蔵機関別に整理しておくと、最後に付したリストのようになる。

このうち大英図書館には、リストに掲げたように三〇点近くの文書が所蔵されている（後掲リスト【A】①～⑥+二点）が、遺憾ながら、これらは、未だ経帙より析出された事情を十分に踏まえて整理されていない。ソレでソレではS.11450A・BとS.11451を取り上げて敦煌経帙文書とはどのようなものかを示しつつ、調査の過程で得られた未発表の長行馬文書を併せて紹介しておきたい。

まず現在の整理では、S.11451には、S.11450A・Bのように複数の番号を与えるれておらず、これがまたかも一件の文書であるかのような印象を与えるが、後掲の写真で見るようすに実際には二件の文書から成つてゐる（これを便宜上S.11451AとS.11451Bとする）。しかも本来、S.11450A・BとS.11451A・Bとはすべて貼り合わされていたものであることは、これらを実際に重ね合わせて見るとき明白である。つまりS.11450A・BとS.11451A・Bとは、四紙が重ね貼り合わされて厚紙となっていたもので、それが経帙として再利用されていたのである。

文字が書かれている面を表とすれば、上から（1）S.11451A表・裏+（2）S.11451B裏・表+（3）S.11450B裏・表+（4）S.11450A表・裏の順に重ね貼り合わされている。これを図示すれば以下の図のようになる。また文字についても、未だきれいに剥されていない部分は多いが、裏写りの文字や背面から透かして見てわかる部分を含め、併せて移録しておく（後掲録文）。

----- (3) S.11450 B

↓
----- (2) S.11451 B -----

----- (1) S.1451 A

(4) S.11450 A -----

※ ----- 文字面が上
----- 文字面が下

※(2)のみ天地が逆

Or.8210/S.11450A・BとS.11451A・Bとの貼合図

併載した録文より明らかなるように、(1) S.11451A の経帙表紙部分を除く、(2) S.11451B および(4) S.11450A は、某年一月九日に兵曹史の氾通が牒し、兵曹參軍の□胡が判辞を下したものであり、(3) S.11450B はそうした兵曹司における案件処理を示す末尾部分と認められる。このことから、S.11450A・B と S.11451A・B は、某年一月九日 の兵曹司における案件処理に用いられた紙であり、これが「破爛無名目各項経一捲」の経帙を形作る厚紙として再利用されたものであることが知られる。

このほかの「北庭文書」にも、サンクトペテルスブルク東洋学研究所所蔵の Dx.354B ~ Ev (後掲リスト【E】①~⑤) は、同じく Dx.354 の A 番号が付されている断片に「阿毗達磨論第一秩十卷 玄遵」と見えている(《写》『俄藏』一四九頁)。このことば Dx.354B ~ Ev も「阿毗達磨論第一秩十卷」の経帙用の厚紙として再利用されていたことを示唆しているよう。他の「北庭文書」については、現段階では具体的な経名を特定できないものの、同様に経帙用の厚紙を作るために何枚かが貼り合わされていたと推測できる。

こうした見方に大過ないとすれば、一つの経帙に再利用されている文書は年代的にまとまりてゐる可能性が高いことから、「北庭文書」は年代的にまとまつたいくつかのグループを形成していることが想定される。このまとまりがわかれば、(1) に検討した S.11450A・B と S.11451A・B のような紀年(年号)を欠く「北庭文書」に対しても、明確な年代が与えられるはずである。

そひでまづ次節において「北庭文書」のグルーピングの作業をしておきたい。

二 「北庭文書」のグルーピング

前節に述べたように「北庭文書」は、現在、有鄰館・書道博物館・中国歴史博物館・大英図書館・サンクトペテル

官員名	年代
① 北庭都護 長史? 司馬? 兵曹參軍 長行坊專當官 錄事參事	(I) 開元七年三~八月 思嵩
悉 飛鸞 權遠	(II) 同八年三~四月 飛鸞 謝本
悉 飛鸞	(III) 同九年六~八月 爽 楊節・關定 有孚
有孚	(IV) 同九年十一~十二月 □胡 汜通 楊節・郭提伽
	(V) 同十年三月 仁去 守陽 遊禮 汜通 楊楚客

※このほかにS.12582(後掲リスト【A】⑥)は、大曆二年(七六七)一二月に作成された長行馬文書のグループであるが、本文書には「前庭縣之印」が捺され、「北庭文書」には属さないので、ここでは割愛した。

※【典撰】(記号はすべて後掲リストによる)

- (I) [B] ①②④⑤? ⑦⑯⑰⑲
(II) [B] ⑧⑯
(III) [A] ②/[C] ①/[D] ①~④
(IV) [A] ①?③④/[B] ⑯⑰/[E] ①~⑤
(V) [A] ⑤/[B] ③⑩⑪⑫⑭⑯⑰? ⑯

スブルク東洋学研究所支所に分散して所蔵されるものの、これらはすべて敦煌藏經洞に収められていた複数の經帙から得られたものと見られ、年代的にまとまつたいくつかのグループより成つてゐることが想定できる。

そこでこうした想定のもとに「北庭文書」のうち年代が明らかな文書を取り出してゆくと、そこにいくつかのまとまりが浮かんでくる。それを文書中に記される関係官員名とともに列挙してみると、ほぼ右の表のようになる。

この表より明らかなるように、「北庭文書」は年代的に開元七年(七一九)～一〇年(七二二)に集中しており、さらにその期間内においても五つの年代のグループ((I)～(V))にほぼまとまつてゐる⁽⁴⁾ことがわかる。

表に掲げた(I)～(V)のグループのうち、官員として(I)と(III)には上掲表①・③・④が、また(II)と(IV)には①・②・④が見えてゐる。すなわちそれぞれ、

【a】長行坊の官員が見えるグループ「(I)・(III)」

【b】兵曹司の官員が見えるグループ「(II)・(IV)」

とに分けることができよう。なお残る(V)は、①～④すべての官員が見えており、【a】と【b】に両属している。

このうち【a】の(III)に属すS.8877-dとS.8877-e(後掲リストの【A】②)には、それぞれの紙縫背部分に「一百七十七仙」・「一百八十一仙」と見えてゐる。羅振玉旧藏文書(後掲リスト【D】①)より明らかなるように、この「仙」は長行坊の專当官であり県丞を攝してゐた「李仙」の署名であることから、S.8877-dとS.8877-eは長行坊の專当官の責任のもとに連貼された断片であることがわかる。」のうちS.8877-eには、八月一日付けで錄事司で受け付けられたことが記されており、さらにS.8877-aには、

(前欠)

典

6 5 4 3

八月一日受。其月二日行判

典 楊節

錄事參軍

(後欠)

と見えている。すなわち S.8877-a は、八月一日に錄事司で受け付けられ、二日に長行坊の專當官が処決した案件の末尾部分である。このことは、S.8877-a～e が長行坊專當官が八月二日に処決した同一の案件に属す」と、もとにはこのらがすべて同じ経帙より析出されたものである」とを示唆している。

このことを前提として考えれば、S.8877-a～e に見れる八月は、S.8877-c 文書の牒の本文中に「去開元八年四月」の語が見え、「去」の後に敢えて「開元八年」と明記していくから、これが開元九年の八月であつた蓋然性が高い」とが知られる。

【a】に属す残る(I)も、有鄰館第11号(後掲リスト【B】②)に、

(前欠)

開元七年四月九日

典

專當官 「仙」

典 權 遠

三月廿九日 受、四月九日行判。

錄事「悉」 檢無稽失。

6 5 4 3 2 1

8 案爲長行馬兩疋患死、帳次准式事。

(縫背署)

と見えており、この文書が開元七年三月二九日に錄事司で受理した案件を、四月九日に長行坊の専当官が処決した文書であることがわかる。

これらのことから【a】は長行坊の専当官が処決した案件を中心としていたと認められる。

これに対し【a】とともに【b】にも属す（V）には、そのうちのS.11458-dとS.11458-c（後掲リスト【A】⁽⁵⁾）に、紙縫部分に「三百卅四 遊」・「三百四十 禮」と記されている。この署名部分の「遊」と「禮」は、「北庭文書」（後掲リスト【B】⁽²³⁾）に見える兵曹參軍の「遊禮」の署名と判断できるので、このS.11458-dとS.11458-cは兵曹司において連貼した断片であることが知られる。

【b】に専属する（II）・（IV）は、その内容からこれらがそれぞれ開元八年三月と同九年一一月ごろに兵曹司で処理された案件であることは疑いない。

このことから【b】は兵曹參軍が処決した案件を中心としたグループと認めて大過ながろう。

以上の検討の結果、「北庭文書」で紀年が欠け、月日しか確認できないものでもそのほとんどは、紀年を確定することができるとなる。また官員名しか見えない断片文書でも、①～④に見える官員の任官時期が（I）～（V）の時期にわたって確認することができるので、その年代をおおまかに確定することが可能となる。

たとえば、先に検討した無紀年のS.11450A・B + S.11451A・Bは、「十一月」とあることと、そこに記される官員名から、これが前掲表の（IV）グループに属し、「開元九年（七二一）十一月兵曹史氾通牒+兵曹參軍判辭」と命名することができるうことになる。

また最近その全容がつかめるようになったサンクトペテルブルク東洋学研究所所蔵の「北庭文書」(Д.х.354В)も、開元九年一月の日付や上掲表②の兵曹司の官員名などから、同様に(IV)のグループに属していたことが知られる。ただし、これがS.11450A・B + S.11451A・Bとは別の経軌から析出されたであろうことは先に述べたところである。

以上より、「北庭文書」は特定の五つの時期、すなわち開元七年(七一九)三～八月、同八年(七二〇)三～四月、同九年六～八月、同九年一一～一二月、同一〇年三月において、長行坊もしくは兵曹司で処理され、その後に錄事司に送られて案件処理の日程チェックを受けていた官文書群であることが明らかとなつた。またこれらの長行坊と兵曹司は、「北庭文書」が北庭(ジムサ)で作成されたとする前提にたてば、北庭の長行坊であり兵曹司であることになる。ただし「北庭文書」がどこで作成されたのかは、再考を要する問題であることは冒頭に述べたとおりである。

この問題を考える上で看過できないのは、本文書には北庭都護府の朱印が捺されているにもかかわらず、前掲S.11450A「後掲録文(4)」に見えるように、北庭都護司における処決に西州交河県への指示が含まれていることである。さらに次節に検討するように、「北庭文書」には西州における案件を北庭都護府に上申してその処決をまつ文書も認められる。これらのこととは、北庭都護府と西州とが交通行政において一体的に運用されていたことを示唆しているもの⁵、北庭都護府が通常に理解するように天山北方のジムサに置かれていたとすれば、これはきわめて非能率的な行政運用を強いていたことになる。この疑問を解明するには、「北庭文書」作成当時の天山東部地域における政治・軍事情勢をあらためて探つてみる必要があろう。

三 北庭都護府と西州長行坊

前節に問題点として掲げた北庭都護府と西州との関係について検討するにあたり、まず「唐開元九年（七二二）十一月參軍王沙安牒」（S5714, 〈錄〉〈寫〉「狀錄」四、四三一頁）を取り上げておく必要がある。

（前欠）

」敕至此、去十月

蒙給龜「」參疋發遣。比爲推問來了

」欲去「」□□月請改給。謹「」

」請處分。謹牒。

開元九年十一月 日參軍王沙安

牒

付司 楚客

九日

状牒長行坊准狀

十一月九日 錄事 □

（後欠）

本文書は、開元九年一月九日に參軍の王沙安が提出した牒文を前半部分とし、後半にはそれを錄事で受理した後、長官の「楚客」が同日にそれを関係官司に回付するように指示を出したことが記されている。牒の内容については、詳細は明らかにし得ないが、開元九年一〇月に馬三疋を給付されて何處かに發遣されることになっていたのが、

何らかの理由により改めて馬の発給を請求する事態に立ち至つた」とくであり、さらに八行目の「状もて長行坊に牒し、状に准ぜしめよ」という判辞⁽⁶⁾からすると、この馬は長行坊が差配するものであつたことがうかがえる。まず前半部分に見える「参軍の王沙安」については、これは「西州都督府之印」が捺される上海博物館所蔵のトルファン文書「唐開元十六年三月健兒杜奉牒」(写)「敦煌吐魯番文物」香港中文大学文物館、一九八七年、七〇頁。八一頁の解説参照]に見える「錄事參軍の王沙」と同一人物であり、彼はまた大谷文書などにも西州都督府の錄事參軍、「沙安」として頻見される⁽⁷⁾。つまり「参軍の王沙安」とは、西州都督府の錄事參軍である可能性がきわめて高いのである。またこれが北庭都護府の兵曹參軍もしくは錄事參軍である可能性がないことは、前掲表に掲げる同官就任の官員名より明らかである。

これに対しても、本文書後半の六〇七行目に見える、判辞を下した「楚客」が、西州都督府の都督や刺史であつた可能性を認めがたいことは、李方氏の「西州長官」に関する編年研究「李一九九五、二八一～二八二頁」から明白である。とするならば、開元九年一月九日の時点での北庭都護が「楚客」であつたことが前掲表の(IV)から明らかなることや、なによりもその筆跡が、S.8515や有鄰館50号文書などに見える北庭都護の「楚客」のものと同じであることから、本文書の「楚客」が「北庭文書」に見える北庭都護の「楚客」と同一人物であつたことは容易に認められよう。さらに言えば、開元九年一月九日という本文書の日付けは、「北庭文書」前掲表の(IV)グループに多く存在しており、この文書が同様に敦煌経帙から析出された可能性を示唆している。

また「北庭文書」の「楚客」は、S.11458Cに「大使楊楚客」と見えており、楊を姓としていたことがわかるが、さらに「唐北庭都護支度官田使文書」(72TAM226: 58, 〈録〉「文書」八、二〇六頁)「図文」四、九六頁。〈写〉「図文」四、九六頁)に、

(前略)

】副大使銀青光祿大夫檢校北庭都護〔支度〕營田等使上柱國 楊楚客

(後略)

と記され、彼は北庭都護であると同時に（渤海軍）副大使と支度・營田使を兼任していたことがうかがえる。

こうした結論に大過なければ、本文書は西州都督府の錄事司で受け付けた文書を北庭都護府司へ回付したものと考えられる。つまり、西・庭州における長行馬発給もしくは改給に対する最終的な裁決権は北庭都護にあったのである。ただし先に指摘したように、実際の案件処理において北庭都護府がジムサに設置されていたとすれば、逐一処決を得るために高昌城よりジムサへ文書を送付することを想定しなければならない。そこで、当時、北庭都護がどこを治所としていたのかが問題となる。

開元初期ごろの西庭伊州方面の政治・軍事情勢を見てみると、阿史那獻の磧西節度使の就任以来、唐は天山北方の遊牧勢力、突騎施と鋭く対峙しており、その結果、北庭は西・伊州と一体化するとともに、さらにこれが安西都護（四鎮節度使）や磧西節度使に統轄されてゆく状況にあった〔松田一九七〇、三七六～三九〇頁〕。そこで注目されるのは、『新唐書』卷六七、表七、方鎮四に掲げる開元六年（七一八）の項である。すなわちここには、

安西都護領四鎮節度・支度・經略使、副大都護領磧西節度・支度・經略等使、西州に治す。

とあり、「安西都護領四鎮節度・支度・經略使、副大都護領磧西節度・支度・經略等使」が西州を治所としていたことを伝えていた。この後半部に見える「副大都護」とは、本文全体の構成から判断して、安西副大都護を指すと解すのが妥当であろう。

ところが問題は、安西副大都護が磧西節度を領していることで、そもそも開元六年（七一八）には後に述べるように、阿史那獻が北庭大都護と併せて磧西節度使となっていた時期にあたる。

そこで注目されるのは、『唐会要』卷七八節度使に、

開元六年三月、楊嘉惠（湯嘉惠）、四鎮節度・經略使に除ざる。此より始めて節度の號あり。十二年以後、或いは

磧西節度使を稱し、或いは四鎮節度を稱せり。

とあり、さらに『通鑑』卷二二一、唐紀、開元一二年（七二四）三月にかけて

暹（杜暹）^あを起げて安西副大都護磧西節度使と爲す。

とあることである。

これらの記事から見れば、前半部の「安西都護領四鎮節度・支度・經略使」とは、開元六年（七一八）にはじめて安西四鎮節度使を称した湯嘉惠のことを指していると見られ、彼は開元五年七月ごろには安西都護に就任していた。^⑨これに對して後半部の「（安西）副大都護領磧西節度・支度・經略等使」とは、開元一二年（七二四）三月に安西副大都護磧西節度使を称した杜暹の記事を示したものと見られる。

つまり、『新唐書』卷六七、表七、方鎮四の記事は、こうした湯嘉惠と杜暹との二つの記事が混在したものと見られる。問題は、最後に付された「治西州」という記事であるが、これが全体にかかるものとすれば、既に安西都護領四鎮節度・支度・經略使の湯嘉惠が開元六年（七一八）の時点で西州を治所としていたことなる。^⑩この湯嘉惠は、開元二年（七一五）四月には郭慶瓘に代わって北庭都護となっていた人物で、當時、北庭大都護・磧西節度使となっていた阿史那獻とは軍事的な連携を取っていた〔『新唐書』卷二二五、突厥下、六〇六五頁〕。

残念ながら、開元六年時点では北庭都護に誰が就任していたのかは史料からは明らかにし得ないが、当時の西域における政治・軍事情勢を精査された伊瀬仙太郎氏の次の見解は重要である。すなわち、開元一〇年前後の杜暹に始まり、同一年、伊西北庭節度が安西節度使より分離するまで、安西副大都護が北庭都護を兼領していた事実などを踏まえ、湯嘉惠も安西都護に転じてからも依然、北庭都護を領していた、と推断する〔伊瀬一九五五、二八、二頁〕。

伊瀬氏が検討するように、当時の安西都護と北庭および西・伊州との密接な関係を考えれば、安西都護領四鎮節度・支度・經略使となつた湯嘉惠が、開元六年（七一八）の時点で、なお北庭都護を兼ねていた可能性はさわめて高い。阿

史那獻が北庭大都護・磧西節度使であつた」とは、彼が碎葉への移居を請うた開元七年（七一九）までは続いたようなので「松田一九七〇、三八一～三八四頁」、北庭大都護・阿史那獻と北庭都護・湯嘉惠との軍事的連携も依然として継続していくことになる。

ただし前掲表より明らかなるように、開元七年（七一九）以降、北庭都護は「思嵩」・「楊楚客」が就任していた。

また当時、北庭都護は、前掲文書より渤海軍使だけでなく、支度・當田使となつてゐたことが知られるが、こうした支度・當田使や西庭支度使が開元一〇年（七二二）ころに西州に居たことが、「唐開元十年（七二二）伊吾軍上支度當田使留後司牒爲烽鋪宮田不濟事」（72TAM226: 53, 54. 〈錄〉「文書」八、一九四～一九五頁／「圖文」四、九〇頁。〈寫〉「圖文」四、九〇頁）や「伊吾軍納糧牒」（72TAM226: 5(a). 〈錄〉「籍帳」三七九頁／「文書」八、一一二頁／「圖文」四、九八頁。〈寫〉「圖文」四、九八頁）よりうかがえるのである。¹²⁾

以上の検討から、遅くとも開元六年（七一八）ころ以降には、北庭都護が西州を治所としていた時期があつたことを想定するべきであろう。先の『新唐書』卷六七、表七、方鎮四の記事は、北庭が西・伊州と一体化し、それがさらに安西都護（四鎮節度使）や磧西節度使に統轄されてゆく状況の中で、西州という地がその中心治所として機能していたことを示しているのである。ただ当時、北庭都護を兼領する安西都護等が、重要な軍事拠点となる天山北方のジムサではなく、何故にトウルファンを治所としたのかは明確ではないが、先天二年（七二三）から開元八年（七二〇）にかけて、突厥が繰り返して北庭攻撃「内藤みどり一九九五一〇〇〇」を行つていたことは、この問題の背景を考える際に無視し得ない事実であろう。

本節での検討に大過ないとすれば、先に問題とした、西州の官員が長行馬の利用に関して、逐一ジムサにある北庭都護府の処決を得るという非能率的な行政運用の状況を設定する必要はなくなる。

また「北庭文書」に見える長行坊に関しても、これは名目的にも北庭都護府に属すそれではないと考えられる。と

いうのも長行馬文書のうち、「北庭」を冠する交通機関は「馬坊」としてしか現れず、「長行坊」とは書かれないからである（後掲リスト【B】^⑨等）。「北庭文書」の内容も、ここに見える長行坊が北庭都護府のものであつたことを証明するものではない。詳細は別の機会に譲るが、天山東部の伊西庭地域に長行坊は、西州の長行坊とそれが統括する輪台県の長行坊しか認められず、「北庭文書」に見える長行坊も西州の長行坊と捉える必要があろう。このことは「北庭文書」に見える長行坊の専当官である「仙」が、スタンイン将来の西州長行坊文書にも見えていることからも裏付けられよう。^{〔13〕}

結語

本稿は、長行馬文書のうちの「北庭文書」について、大英図書館における調査を踏まえて、基礎的な整理作業とその作成地に関する私見を提示したものである。検討の結果、「北庭文書」は、四紙ほどを重ねて貼り合わせた経帙用の複数の厚紙から析出されたもので、現在、年代的に五つのグループにほぼまとまっていることが明らかとなつた。このグループングにより、「北庭文書」で月日しか確認できないものや、官員名しか見えない断片文書でも、明確な紀年を確定することが可能となる。

また「北庭文書」の作成地については、天山北方に位置する北庭（ジムサ）ではなく、西州（カラホージヤ）であることを推定した。その背景として、遅くとも開元六年（七一八）ごろ以降、北庭都護を兼領する安西都護が西州を治所としていた時期があつたことを指摘した。

「北庭文書」に関するささやかな報告となつたが、そもそもこの文書群に興味を抱いたのは、池田先生のトウルファン文書演習で長行馬文書に関して報告する機会をもつたからである。本拙稿が先生の学恩に少しでも報いることになれば幸いである。

【附註】

【籍帳】……池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会、一九七九年。

【圖文】……中国文物研究所等編『吐魯番出土文書』〔壹〕～〔肆〕、文物出版社、一九九二～一九六年。

【文書】……国家文物局古文献研究室等編『吐魯番出土文書』一～一〇、文物出版社、一九八一～九一年。

【積録】……唐耕耦・陸宏基編『敦煌社會經濟文獻真蹟積錄』四、全國圖書館文獻縮微複製中心、一九九〇年。

【図冊】……『有鄰館名品展図冊』日本書芸院編集・発行、一九九一年。

【初集】……黃永武・王編『敦煌叢刊初集』一～一六、新文豐出版公司、一九八五年。

【歴博】……楊文和主編『中國歴史博物館藏法書大觀』一一、柳原書店、一九九九年。

【俄藏】……『俄藏敦煌文獻』六、上海古籍出版社、一九九六年。

МЕНЬШИКОВ. Описание Китайских Рукописей Дальхуанского Фонда, Выпуск 1·2, Москва, 1967.

【参考文献】

荒川正晴

一九九〇 「スタイル将来『蒲昌群文書』の検証——AstIII.07, 08, 037号文書の分析を中心にして——」『西北史地』一九九〇一～一三一～三四頁。

一九九五 「北庭都護府の輪台県と長行坊——アスター十五〇六号墓出土、長行坊関係文書の検討を中心として——」『小田義久博士還暦記念 東洋史論集』龍谷大学東洋史学研究会、九三一～一二六頁。

一一〇〇〇 「トウルファン出土文書調査記」『唐代史研究』三、五九一～七四頁（關尾史郎との共著）。

池田 温

一九九二 「敦煌漢文写本の価値——写本の真偽問題によせて——」『講座敦煌五』『敦煌漢文文献』大東出版社、七一三一～七三一頁。

伊瀬仙太郎

一九五五 『中国西域経営史研究』巖南堂書店。

内藤乾吉

一九六三 『中国法制史考證』有斐閣。

内藤みどり

一九九五 「突厥カプガン可汗の北庭攻撃」『東洋学報』七六一三・四、二七～五七頁。
二〇〇〇 「突厥による北庭のバスミル攻撃事件」『東洋学報』八一～四、一～三一頁。

仁井田陞

一九五五 「スタイン第三次中亞探検将来の中国文書とマスベロの研究——法律・經濟史料を中心として——」『史学雑誌』六四一六、五三～六三頁（再録『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会、一九六〇、八三一～八五〇頁）。

藤枝 晃

一九四八 「長行馬」文書『東洋史研究』一〇一三、七三～七七・七二頁。
一九五六 「長行馬」『墨美』六〇、一～三四頁。

松田寿男

一九七〇 『古代天山の歴史地理学的研究（増補版）』早稻田大学出版部。

柴新江

一九九四 『英國図書館藏敦煌漢文非仏教文献残巻目録 S.6981-S.13624』新文豐出版公司。

一九九六 『海外敦煌吐魯番文獻知見録』江西人民出版社。

王冀青

一九八五 「唐交通通訊用馬の管理」『敦煌学輯刊』一九八五一～三五～五四頁。

一九八六 「唐前期西北地区用于交通的駢馬、伝馬和長行馬——敦煌、吐魯番發現的館驛文書考索之一」『敦煌学輯刊』一九八六一
二、五六～六五頁。

陳國燦

一九九三 「東訪吐魯番文書紀要（一）」『魏晉南北朝隋唐史資料』一二、三七～四五頁。

李方 一九九四 《斯坦因所獲吐魯番文書研究》武漢大學出版社。

一九九五——唐西州長官編年考證——西州官吏考證（二）——【敦煌吐魯番研究】一二七—二九六頁。

一九九八 〔唐西州勾官編年考證〕——〔唐西州官吏編年考證(三)〕——〔敦煌吐魯番研究〕三、二九(一六〇頁)。

Maspero, H.

1953 Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale, London

Yang, Lien-sheng (楊聯陞)

1955 Notes on Maspero's *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie centrale*, *Harvard Journal of Asiatic Studies* 18:1-2, 1955, pp.142-158.

詰

(1)【ii】は現在のところ以下に掲げるアスター^ナ古墳群墳墓から長行馬文書が出土している。①アスター^ナ三区三号墓(Ast.III.3)

出土文書（スタイル将来文書）・②アスター・ナ三・四号墓（AsI, III, 4）出土文書（スタイル将来文書）・③アスター・ナ五・六号墓（AsI, III, 5, 6）

（二）ここに言う作成地とは、諸種の案件を処理するために文書を作成した官司の所在地を意味している。こうした官司の作成文書には、各地から送られてきた文書も多く貼りついでいるので、正確に見ればその作成地も多岐にわたるが、ここではそれは考慮しないでおく。

(3)長行馬文書ではないが、中国国家図書館には「滸海軍之印」が捺された「滸海軍関係文書」(BD09337 + BD09342 + BD09347, 〈写
中国国家図書館善本特藏部・上海龍華古寺・《藏外仏教文獻》編輯部合編『中国国家図書館藏敦煌遺書精品選』11000年、一一
頁)が所蔵されている。同じく「滸海軍之印」が捺されたスタイル文書中の「滸海軍関係文書」(S.11459)が、敦煌の経帙より剝取
れたものであることを考へると、「これも同様に敦煌経帙より剝取された可能性は高い。

(4) なお紙縫部背面に記された漢数字も文書グループを決定する証拠となるが、前掲の大英図書館所蔵文書以外には実見調査はで

きていない。この番号付けについては荒川一〇〇〇、七〇一七一頁参照。とくに有鄰館所蔵のものには、写真からだけでも、開元七年四月二一日の日付を有する（一）グループの長行馬関係文書の紙縫部裏面に「廿五」と見えるものがあり、今後、機会を得て調査したい。

（5）先に論じた紙縫部分における漢数字の付記は、全官司あるいは案件すべてに必須のものであつたかどうかは疑わしく、現時点では長行馬文書以外では、ごく一部の例外を除き、漢数字を付して整理した官文書はうかがえない。すなわちその例外とは、北庭に置かれた渤海軍の朱印が捺された官文書（開元一五、一六年の紀年を有するS.11459やS.11453）である。このことはこれらの漢数字を紙縫背面に記す方式が、渤海軍・北庭都護府・西州都督府が一体的に統治されるようになつた時期において当該官司に見られた特徴であることを示唆している。

（6）担当官司長官の処決文は、通常は録事の受付記載よりも後ろに書かれるが、前にずれてイレギュラーな位置にくることがある（）とは、スタイン文書（前掲S.11451B, Or.8212.558など）に例がある。

（7）録事參軍の「沙安」が見えるトルファン文書は多い〔李方一九九八、一四五、一四七頁〕が、開元一六年（七二八）の紀年を有する一連の大谷文書〔内藤乾吉一九六三、二五三、二七四頁〕参照。ただし内藤氏は「沙妻」と移録するが、これは「沙安」に改めるべきであろう。

（8）北庭都護や北庭大都護が渤海軍使（渤海軍副大使）を兼ねることは、郭慶瓘や阿史那獻などの例に明らかである〔唐方鎮年表〕三、中華書局、一九八〇年、一二一八頁／松田一九七〇、三七七頁等〕。ただし阿史那獻が長安へ遁れ帰る開元七年以後であれば、碛西節度副大使（節度使）も可能ではある。

（9）伊瀬二七三、二八二頁。〔旧唐書〕卷一〇三、郭慶瓘伝などによれば、郭慶瓘の後に張孝嵩が安西都護となつたことが伝えられるが、郭慶瓘に代わって湯嘉惠が就任したことは、伊瀬一九五五、一七四、二七五頁に詳しい。

（10）西州の長行坊馬驥運用帳簿（Or.8212.553、録）Maspero, pp.123-124／陳一九九四、一九六、一九八頁。〈写〉Maspero, pl. LXXV）には、湯嘉惠の家族が西州より伊吾に向けて移動するのに長行馬を給されていたことが見えている。

（11）郁賢皓『唐刺史考全編』一、五（安徽大学出版社、一〇〇〇年）は、唐代地方州府の長官に関する最新の研究であり、同書一の卷四七、北庭都護府（庭州）、五三〇、五三一頁に、開元六年の都護として郭慶瓘を載せるが、明確な根拠に基づいた結論ではない。

(12) のほかにも伊吾軍や庭州で作成された文書はアスター・ナ古墳群墳墓より数多く出土している。「唐開元十年（7111）伊吾軍牒」・「唐開元年代伊州伊吾軍屯田文書」（〔録〕〔籍帳〕三五〇～三五一頁）・「唐開元十六年（728）庭州金満県牒」・「唐開元十六年年末庭州輪台県錢帛計会稿」（〔録〕〔籍帳〕三五四～三五五など）。なお長行坊を統轄していたのが長行使であつたことは既に拙稿において指摘した〔荒川一九九五、一～七頁〕が、その使職は支度營田使等の他の使職と同様に北庭都護が併任していた可能性は高い。

(13) マスペロの紹介するアスター・ナ古墳群墳墓出土の長行馬文書に、「仙」の署名が多く見えてる〔Maspero 1953, pl. XXX～XXXV〕。この点に関して、荒川一九九〇、一八頁において「北庭文書」の「仙」とアスター・ナ出土文書に見れる「仙」とを別人とした私見〔荒川一九九〇、一九九一〕で改めておきたい。

【敦煌経帙文書リスト】（※は、長行馬文書と関係する可能性がある文書）

【A】 BL, Oriental and India Office Collections

① S.8515 (Or.8210)

開元九年（7111）十一月（も）へは十年二月）北庭都護府司判辭

② S.8877A～E (Or.8210)

開元九年（7111）八月長行坊牒等

③ S.11450-A・B (Or.8210)

開元九年（7111）十一月北庭都護府兵曹史氾通牒并判

④ S.11451-A・B (Or.8210)

開元九年（7111）十一月北庭都護府兵曹史氾通牒并判

⑤ S.11458-A～O (Or.8210)

開元十年（7111）二月北庭都護府長行坊典郭提伽等牒等

⑥ S.12582-A～C (Or.8210)

大曆二年（七六七）十二月長行坊典朱□俊状等

※ S.5714 (Or.8210) (錄)・(写)『釈錄』四、四三一頁

開元九年（七二一）十一月錄事參軍王沙安牒

※ S.10559 (Or.8210)

馬籍關係文書？

【B】有鄰館

① 有鄰館 10 (錄) (写) 藤枝、二七頁)

開元七年（七一九）四月北庭都護判辭

② 同 11 (錄) 藤枝、二九頁。 (写) 藤枝、二八頁)

開元七年（七一九）四月長行坊判案末尾

③ 同 14 (錄) (写) 藤枝、二〇頁)

開元十年（七二三）三月西州收馬所狀

④ 同 16 (錄) (写) 藤枝、二九頁)

開元七年（七一九）三月？長行馬關係牒

⑤ 同 17 (錄) 藤枝、一四頁。『函冊』二二二頁／(写) 藤枝、一四頁。『函冊』三八頁)

開元七年（七一九）もしくは同八年（七二〇）北庭都護府功曹判兵曹參軍飛鶴判辭

⑥ 同 18 (錄) (写) 藤枝、二五頁)

開元七～八年（七一九～七二〇）西州長行坊牒

⑦ 同 19 (錄) 藤枝、二三頁。 (写) 藤枝、二三頁)

開元七年（七一九）三月長行群狀

⑧ 同 20 (錄) (写) 藤枝、二六頁)

開元八年（七二〇）三月北庭都護府兵曹司判案末尾

- (9) 同 21 〈錄〉〈写〉藤枝、一七頁)
開元七、八年(七一九、七二二)五月史張奉牒
- (10) 同 22 〈錄〉〈写〉藤枝、一六頁)
開元十年(七二二)三月北庭都護府兵曹司判案末尾
- (11) 同 24 〈錄〉〈写〉藤枝、一八頁)
開元十年(七二二)一月西州收馬所狀
- (12) 同 25 〈錄〉〈写〉藤枝、一五頁)
開元十年(七二二)三月北庭都護府兵曹史氾通牒
- (13) 同 26 〈錄〉藤枝、一四頁。【圖冊】二二三頁／〈写〉藤枝、一四頁。【圖冊】三八頁)
開元八年(七二〇)四月典楊□牒
- (14) 同 27 〈錄〉【圖冊】二二三頁。藤枝、二〇頁／〈写〉藤枝、一九頁。【圖冊】三九頁)
開元十年(七二二)三月西州收馬所狀
- (15) 同 29 〈錄〉〈写〉藤枝、一八頁)
開元十年(七二二)三月長行坊關係文書
- (16) 同 38 〈錄〉藤枝、二二頁。【圖冊】二二三頁／〈写〉藤枝、二一頁。【圖冊】四〇頁)
開元十年(七二二)三月西州收馬所狀
- (17) 同 41 〈錄〉〈写〉藤枝、三四頁)
開元七年(七一九)八月典某牒
- (18) 同 42 〈錄〉〈写〉藤枝、三三頁)
開元七年(七一九)三月酸棗戍狀
- (19) 同 43 〈錄〉藤枝、一二頁。【圖冊】二二四頁／〈写〉藤枝、一二頁。【圖冊】四〇頁)
開元七、九年(七一九、七二二)長行坊專當官李仙判辭

- ② 同 44／1 〈錄〉藤枝、三二頁。『圖冊』二一四頁／〈寫〉藤枝、三一頁。『圖冊』四一頁
 開元九年（七二一）十二月西州收馬所狀
- ② 同 44／2 〈錄〉藤枝、三一頁。『圖冊』二一四頁／〈寫〉藤枝、三一頁。『圖冊』四一頁
 開元十年（七二二）三月？北庭都護府兵曹史汜通牒
- ② 同 45 〈錄〉〈寫〉藤枝、三〇頁
 開元九年（七二一）十二月長行坊狀
- ② 同 50 〈錄〉藤枝、三三頁。『圖冊』二一四～二一五頁／〈寫〉藤枝、三二頁。『圖冊』四一頁
 開元十年（七二二）三月北庭都護府兵曹史汜通牒+判辭
- ② 同 無番号 〈錄〉藤枝、二三頁
 開元七年（七一九）四月長行坊狀
- 【C】書道博物館
- ① 金祖同 〈流沙遺珍〉三 〈錄〉『初集』五、二八八頁／〈寫〉『初集』五、二五一頁
 開元九年（七二一）六月長行坊典鄧承嗣牒+判辭
- 【D】中國歴史博物館（羅振玉旧藏）
- ② 同 二 〈寫〉『初集』七、四一～四二頁。『歷博』一一、一四一～一四二頁
 開元九年（七二一）六月長行坊典楊節牒+判辭
- ③ 同 三 〈寫〉『初集』七、四二～四三頁。『歷博』一一、一四三～一四四頁
 開元九年（七二一）七月長行坊專當官判辭末尾
- ④ 同 四 〈寫〉『初集』七、四一五～四二六頁。『歷博』一一、一四五～一四六頁
 開元九年（七二一）七月長行坊牒
- 開元九年（七二一）七月長行坊牒

(5) 同

五（（写）【初集】七、四〇九～四一〇頁。【歷博】一一一四七～一四八頁）

〔E〕サンクト・ペテルブルク東洋学研究所支所
開元年間（七一）題）長行坊牒

①Д.х.354 Г Д.х.1253В（（写）МЕНЬШИКОВ 2, 673 ＼【初集】一一一六七一一頁＼【俄藏】六一四九頁）

開元九年（七一）十一月兵曹史氾通牒+判辭

②Д.х.354 Г Д.х.1253С（（写）【俄藏】六一四九頁）

開元九年（七一）十一月？殘牒

③Д.х.354 Г Д.х.1253Д（（写）【俄藏】六一五〇頁）

開元九年（七一）十一月兵曹司判案末尾

④Д.х.354 Г Д.х.1253Е（（写）【俄藏】六一五〇頁）

開元九年（七一）十一月？長行坊狀

⑤Д.х.354 Г Д.х.1253Еv（（写）【俄藏】六一五〇頁）

開元九年（七一）十一月兵曹史氾通牒

【録文】

（一）S.11451A

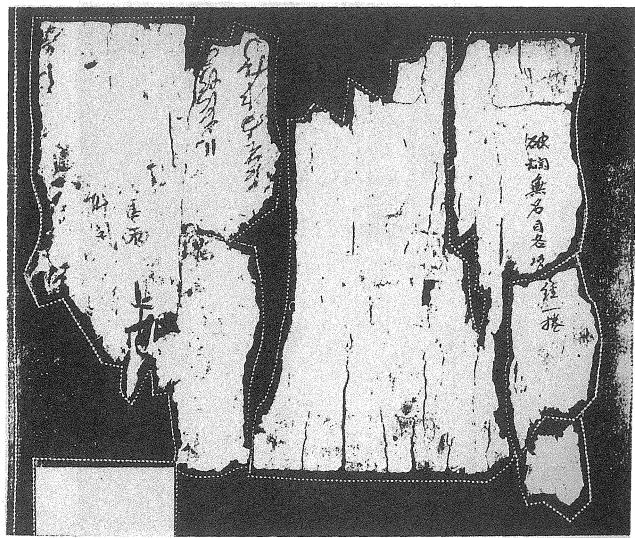
1
破爛無名目各項経一捲

（2）S.11451B（一～一）行田にかけて北庭都護府之印あり

（前欠）

十一月九日 錄事 使 使

録事參軍 有 付



(1) S.11451A (右), (2) S.11451B (左)

9	8	7	6	5	4	3	□交縣准狀馬 子發遣却迴仍
兵曹參軍	□胡	正錯草糧料開	縣長行坊給馬兩	正錯草糧料開	縣長行坊給馬兩	正錯草糧料開	縣長行坊給馬兩
(後 欠)	(後 欠)	(後 欠)	(後 欠)	(後 欠)	(後 欠)	(後 欠)	(後 欠)
							會未了具狀縣□□〔
							〕□縣□〔 計
							〔 日
							九日

十一月□日 〔 史 泊 通 府

(前 欠)

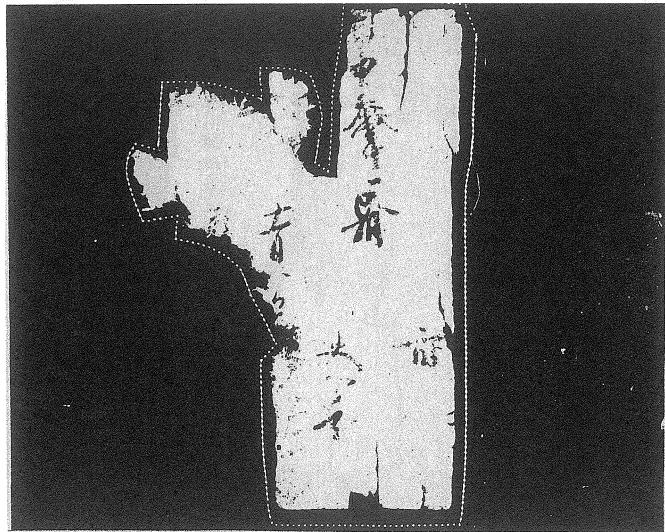
(3) S.11450B

兵曹參軍 [錄事 [錄事參軍 [

縣交河縣爲李□乘馬事
縣□□子爲□□ [(事)] [] 倉曹爲准□ [

(後 欠)

(4) S.11450A



(3) S.11450B

8 7 6 5 4 3 2 1

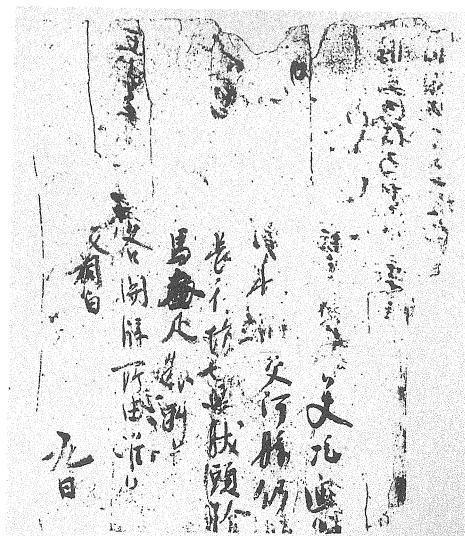
牒檢案連如前。謹牒。

(前欠)

(後欠)

十一月 日 史泡通牒。
以狀牒交河縣仍牒
長行坊通駄頭給
馬參定糧料草踏
各開牒所由准狀諮
□胡白

九日



(4) S.11450A